

令和5年度大山町移住体験施設整備事業 募集要項

1 趣旨

大山町内の空き施設の有効活用及び移住交流の促進を図るため、町内の空き施設を整備して移住体験施設として活用する事業者を募集します。

2 募集事業の内容

大山町内の空き施設を整備して移住体験施設として活用する事業者を募集します。

※空き施設・・・町内に存在する、事業又は居住の用に供されていない事業所、住宅等（近く利用する者がいなくなる予定のものを含む）であって、交付決定日以降に改修等に着手するものをいいます。

※移住体験施設・・・町外に居住し、移住体験施設利用を希望する者から宿泊料を徴収し、宿泊させるための施設をいいます。

※新築工事は対象外です。また、事業着手は交付決定日以降とし、補助対象経費は交付決定日以降の経費となります。

※空き施設を店舗兼住宅とする場合は補助対象外です。

3 募集対象者

次に掲げる要件を全て満たす方が対象です。

- (1) 個人事業又は法人の代表者であること。
- (2) 補助事業に係る経費を負担する者であること。
- (3) 空き施設を旅館業法に基づき宿泊料を受けて宿泊させる施設として、令和6年2月末までに整備し、活用すること。
- (4) 本補助金の申請内容に基づき、5年以上継続して営業することが見込まれること。
- (5) 中小企業等経営強化法の規定に基づく認定を受けた認定経営革新等支援機関から、事業の実施に関し必要な指導及び助言を受けていること。

4 採択予定事業数

予算の範囲内で採択（予算額 500万円）

5 補助対象経費、補助率及び補助上限

町内の空き施設を移住体験施設として整備する際の以下の経費

補助率：2分の1、上限：500万円

・施設改修費、設備導入費、備品購入費、広告宣伝費

※営業開始までの準備経費が対象です。

※土地及び建物の購入費、賃料は対象外です。

6 事業実施期間

交付決定日以降～令和6年2月末まで

7 募集締切

①事前協議書提出期間：令和5年4月3日（月）～令和5年5月10日（水）17時

②申請書提出期間：①の協議内容の町承諾後～令和5年5月31日（水）17時

※①の事前協議内容が町に承諾されていない事業については、申請できません。

8 事業の流れ

(1) 関係窓口への相談

旅館業法及び消防法など関係法令に反する改修は対象となりません。申請を検討する段階で、必ず関係窓口へお問い合わせください。

(2) 大山町移住体験施設整備事業補助金事前協議書等の提出

事業内容及び関係窓口への相談結果等について、事前協議書（大山町HPからダウンロード）をご提出いただきます。期限までに提出されたもののみ受付します。提出後町で内容を審査し、協議内容の承諾（不承諾）通知をお送りします。

(3) 大山町移住体験施設整備事業補助金交付申請書等の提出

(2)の承諾通知を受けた方は、申請書（大山町HPからダウンロード）及び添付書類を大山町役場企画課まで提出してください。期限までに提出されたもののみ受付します。

(4) 審査会

大山町移住体験施設整備事業審査会にて審査を行います。評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、審査委員の合議により採択事業を選定します。審査会には、申請者及び施工業者等、改修内容について説明可能な方が出席してください。審査会は6月上～中旬の間に行いますが、詳しい日時については申請者に個別に連絡します。

9 本事業に関するお問い合わせ先

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地

大山町役場 企画課

電話 0859-54-5202 FAX 0859-54-5216

E-mail : kikaku@town.daisen.lg.jp